

山梨県公報

第三百四十二号

令和四年

十二月二十二日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定(三件).....	六五三
○家畜伝染病の発生.....	六五四
○道路の供用開始(二件).....	六五四
○河川法に基づく兼用工作物の管理方法の協議.....	六五四
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件).....	六五五
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県管土地改良事業計画の変更.....	六五五
○公共測量の終了.....	六五六
○政治団体の名称等の届出.....	六五六

告示

山梨県告示第二百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南アルプス市塩前字塩沢西三〇四、三〇六から三一八まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字塩沢西三〇八・三〇九・三一〇・三一五・三一六(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 大月市七保町浅川字奥州向一四二五の一・字樺沢一七〇六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一七〇七、一七〇七の乙、一七一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥州向一四二五の一・字樺沢一七〇六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町西湖字大輪山二一七八の内一から二一七八の内四まで、二一七八の五、二一八二、二一八三、二一八五の一、二一八六から二一八九まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大輪山二一七八の五・二一八二・二一八五の一・二一八七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	六	富士河口湖町	令和四年十二月十五日

山梨県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年一月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	甲府市白井町字吉間笛吹川右岸堤防敷地先から 甲府市白井町字吉間笛吹川右岸堤防敷地先まで	四〇・八	令和四年十二月二十日

山梨県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年一月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府精進湖線	甲府市落合町字橋場濁川左岸堤防敷地先から 甲府市落合町字橋場濁川左岸堤防敷地先まで	一一・九	令和四年十二月二十日

山梨県告示第三百五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所において縦覧に供する。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名称 富士川水系 濁川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 甲府市宝一丁目百五番地先から甲府市宝一丁目百九十九番地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

- 1 氏名 甲府市長樋口雄一

- 2 住所 甲府市丸の内一丁目十八番一号

五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、関係図書に示す横断図の管理範囲内にあるものについての維持

- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 令和四年十二月二十二日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により南アルプス市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ山寺店 山梨県南アルプス市山寺字下河原千二百八十八番二外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和四年八月八日
- 四 意見の概要
 - 1 交通安全対策の実施
 - 2 騒音対策の実施
 - 3 廃棄物等の処理等

4 景観保全の実施

- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和五年一月二十三日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲斐市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 デイスクアードドラッグコスモス篠原店 山梨県甲斐市篠原字戸田道下八百三十四番一外

二 届出の内容 新設

- 三 届出の公告日 令和四年八月八日

四 意見の概要

- 1 交通安全対策の実施
- 2 防災・防犯対策の実施
- 3 騒音対策の実施
- 4 廃棄物等の処理等
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和五年一月二十三日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（龍岡地区経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年一月二十六日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年二月十日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年六月二十二日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル五百）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市の一部
- 三 測量の期間 令和四年三月三十一日から令和四年十二月二日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和四年十二月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
勇友会	石川 芳照	江本 健二	中央市東花輪一二六八一七	令和四年十月三十一日	令和四年十一月九日
有泉まことを支援する会	有泉 誠	有泉 千織	中央市山之神一三二四一三三	令和四年十一月十三日	令和四年十一月十四日
村松ひろみ後援会	村松 裕美	村松 裕美	甲府市下鍛冶屋町二二八一四	令和四年十一月二十八日	令和四年十一月二十八日
みんなでつくる山梨県民会議	根津 和博	奥山 弘昌	山梨市正徳寺一九〇九	令和四年十二月一日	令和四年十二月一日
永井としお後援会	永井 敏男	永井 敏男	中巨摩郡昭和町河東中島一一一一一	令和四年十二月一日	令和四年十二月一日
岡田まさ後援会	岡田 真姫	岡田 真姫	甲府市下鍛冶屋町九四二	令和四年十二月一日	令和四年十二月一日
巧明会	坂本 桂	青柳 光和	中央市成島一〇四一一	令和四年十二月二日	令和四年十二月二日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	おくわき一夫後援会		奥脇登美江		令和四年十一月二十一日	令和四年十一月二十一日
旧			落合弘道			

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
立憲民主党山梨県参議院選挙区第1総支部	宮澤 由佳	宮澤 紀夫	甲府市上今井町八〇二一五	令和四年十一月十五日	令和四年十一月二十二日
柿島良行後援会(豊良会)	遠藤 勝見	佐野 勇	南巨摩郡身延町門野一二〇一	令和四年十月三十一日	令和四年十一月十四日
オレンジの会	斉藤 憲二	宮澤 紀夫	甲府市上今井町八〇二一五	令和四年十一月十五日	令和四年十一月二十二日
ゆかの会	宮澤 由佳	宮澤 紀夫	甲府市上今井町八〇二一五	令和四年十一月	令和四年十一月

十五日 二十二日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
永井敏男	町議会議員	永井としお後援会	中巨摩郡昭和町河東中島一―一	永井敏男	令和四年十二月一日	令和四年十二月一日
岡田真姫	市議会議員	岡田まさき後援会	甲府市下鍛冶屋町九四二	岡田真姫	令和四年十二月一日	令和四年十二月一日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
宮澤由佳	参議院議員	ゆかの会	甲府市上今井町八〇二―五	宮澤由佳	令和四年十一月十五日	令和四年十一月二十二日